

# 滋賀県の情報公開・個人情報保護

平成25年度 運用状況報告書

滋 賀 県

## 目 次

### 【情報公開制度】

I 滋賀県の情報公開制度	1
1 はじめに	1
2 情報公開制度のあらまし	1
(1)公文書公開制度	1
(2)情報公開の総合的な推進	3
II 平成25年度の情報公開制度の実施状況	5
1 公文書公開制度	5
(1)公文書公開請求の件数(受付場所別・請求手段別)	5
(2)公文書公開請求の件数(実施機関別)	5
(3)公文書公開請求の請求者	6
(4)公文書公開請求の処理状況	6
(5)公文書公開請求に対する決定件数	7
(6)非公開理由の内訳	9
(7)不服申立て、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況	9
2 情報提供制度	26
(1)情報提供の状況	26
(2)県刊行物の有償頒布制度	27
3 出資法人の情報公開	29
(1)出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲	29
(2)出資法人の情報公開制度の実施状況	31
(3)出資法人に対する異議の申出の処理状況	31
資 料	
[資料1]平成25年度 公文書公開請求の内容および処理状況・結果	32
[資料2]情報公開制度施行26年間の推移(昭和63年度～平成25年度)	80
1 公文書公開請求の件数	80
2 公文書公開請求の処理状況	81
3 不服申立ての実施機関の処理状況	82
4 県民情報室・行政情報コーナー・警察県民センター利用者数	84
5 情報提供の状況	85

## 【個人情報保護制度】

I 滋賀県の個人情報保護制度	86
1 個人情報保護制度の目的	86
2 個人情報保護制度の概要	86
II 個人情報保護条例の運用状況	89
1 個人情報取扱事務の登録状況	89
2 保有個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求	90
3 不開示理由の内訳	91
4 不服申立ての処理状況	92
5 実施機関に関する苦情処理	92
6 事業者に関する苦情相談	92
7 個人情報保護審議会	92
資料	
[資料1]事業者における個人情報の取扱いに関する指針	94
[資料2]個人情報開示請求の処理状況(平成7年度～平成25年度)	95
[資料3]平成25年度保有個人情報開示請求内容および処理結果	96
[資料4]口頭により開示請求を行うことができる個人情報	103
[資料5]簡易開示(口頭による開示請求)の開示件数(平成25年度)	106
[資料6]個人情報保護審議会の諮問案件の内容と処理状況(～平成25年度)	107

# I 滋賀県の情報公開制度

## 1 はじめに

滋賀県では、県民参加による身近で開かれた県政を推進するための仕組みの一つとして、昭和62年10月に「滋賀県公文書の公開等に関する条例」を制定して、昭和63年4月から公文書公開を実施してきました。平成12年10月には、地方分権の進展や行政運営の透明性の向上、説明責任がより一層求められるようになってきたこと、また、国においても情報公開法が制定されたことなどを踏まえ、「滋賀県公文書の公開等に関する条例」の全面的な見直しを行い、「滋賀県情報公開条例」を制定し、平成13年4月1日から施行しています。

県では条例前文にも示されている、「県の保有する情報は県民の共有財産であり、公開が原則である」という理念に則って、「公文書公開制度」と「情報公開の総合的な推進」を二つの柱として情報公開を進め、県政運営の透明性の確保に努めながら、県民の皆さんと情報を共有して協働による県政を進めていくこととしています。

## 2 情報公開制度のあらまし

### (1) 公文書公開制度

公文書公開制度は、実施機関の保有している公文書を公開請求に基づき公開する制度で、情報公開制度の中心となるものです。

#### ア 公文書公開制度を実施する機関〔条例第2条第1項〕

■知事 ■議会 ■教育委員会 ■選挙管理委員会 ■人事委員会  
■監査委員 ■公安委員会 ■警察本部長 ■労働委員会 ■収用委員会  
■海区漁業調整委員会 ■内水面漁場管理委員会 ■公営企業管理者  
■病院事業管理者 ■県が設立した地方独立行政法人

#### イ 公開請求の対象となる公文書〔条例第2条第2項〕

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとなります。ただし、①公報、官報、白書等不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの、②県立近代美術館などの県の施設や県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別な管理がなされているものは、除かれます。

なお、議会については平成11年10月1日以降に、また、公安委員会および警察本部長については平成14年4月1日以降に、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真ならびに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象となります。

#### ウ 公開請求権者〔条例第4条〕

「何人も」、すなわち県民の方だけでなく、県外の方でも、どなた（どの団体）でも公開請求をすることができます。

## エ 公開請求の方法 [条例第5条]

公文書の公開請求は、氏名、住所、公開を請求する公文書の名称等を記載した「公文書公開請求書」を実施機関に提出することにより行うことができます。提出は、来庁していただく他、ファックス、郵送、しがネット受付サービス（滋賀県のホームページから利用できる電子申請）により行うこともできます。

なお、公開請求の相談および案内の窓口として、本庁に「県民情報室」を、県下6か所にある合同庁舎（南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）に「行政情報コーナー」を、警察本部に「警察県民センター情報公開推進室」を設け、各警察署（県下12か所）は警務課がこの窓口となっています。

## オ 非公開情報 [条例第6条]

公開請求のあった公文書は公開が原則ですが、例外として次の情報が記録されている場合は、公開できない場合があります。

### (ア) 個人に関する情報 [第1号]

個人に関する情報であって、特定の個人が識別できる情報など

### (イ) 法人等に関する情報 [第2号]

法人その他の団体に関する情報や事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等や当該個人の正当な利益を害するおそれのある情報など

### (ウ) 公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報 [第3号]

公にすることにより、犯罪の予防・捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

### (エ) 法令または条例の規定により非公開とされる情報 [第4号]

法令等の規定により非公開とされている情報

### (オ) 審議、検討または協議に関する情報 [第5号]

県の機関等の内部または相互間における審議等に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報など

### (カ) 事務の円滑な実施を困難にする情報 [第6号]

県の機関等が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

## カ 部分公開 [条例第7条]

公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、非公開情報が記録されている部分とそれ以外の部分を容易に分離できるときは、原則公開の理念に基づいて、当該公文書の全部を非公開とするのではなく、非公開部分を除いて可能な限り公開すべきこととされています。

## キ 公益上の理由による裁量的公開 [条例第8条]

公開請求に係る公文書に非公開情報（第6条第4号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは公開することができるとされています。

## ク 公文書の存否に関する情報 [条例第9条]

公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで当該公開請求を

拒否することができるかとされています。

#### ケ 公開請求に対する決定および決定期限 [条例第 10 条・第 11 条・第 12 条]

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求があった日（收受年月日の翌日を起算日とする）から 15 日以内に公開するかどうかの決定を行わなければならないとされています。また、非公開とする部分がある場合には非公開とする理由を示さなければならないとされています。

公開請求のあった日から 15 日以内に決定することができない正当な理由があるときは、30 日を限度として決定期間を延長することができるかとされています。

なお、公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があった日から 45 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合については、「公開決定等の期限の特例」（条例第 12 条）の規定があります。

#### コ 公開の実施および費用負担 [条例第 15 条・第 16 条]

公開の実施の方法には、閲覧、聴取、視聴または写しの交付があります。

公文書の閲覧、聴取および視聴については無料ですが、公文書の写しの交付また送付に要する費用は公開請求者の負担となります。

#### サ 不服申立て [条例第 3 章]

・ 実施機関の行った公開請求に対する決定について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

実施機関は、滋賀県情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、不服申立てに対する決定または裁決を行うこととなります。

## (2) 情報公開の総合的な推進

滋賀県では、条例の目的である「県民と県との協働による県政の進展に寄与する」ために、公文書公開制度の、請求に基づく公文書の公開にとどまらず、積極的に県の保有する情報の公開を行い、情報公開の総合的な推進を図っています。

### ア 情報提供制度

#### (ア) 行政資料の閲覧・貸出・写しの交付

情報公開制度の窓口として設置している本庁の県民情報室や各合同庁舎の行政情報コーナーにおいて、県刊行物や統計資料等の閲覧や貸出、有償での写しの交付を行い、県政情報の提供に努めています。

#### (イ) 県刊行物の有償頒布

県の保有する情報を広く県民等の利用に供するため、平成 12 年度から「県刊行物の有償頒布に関する要領」を施行し、県刊行物の有償頒布を実施しています。

#### (ウ) 「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」に基づく情報提供

平成 18 年度末に「滋賀県の情報提供の推進に関する要綱」を制定（平成 19 年度施行）し、滋賀県ホームページへの情報の掲載や県民情報室等での情報の縦覧を推進しています。なお、本要綱の施行により、知事、副知事、各実施機関の長、本庁各部長等の交際費の支出状況もホームページに掲載しています。

### イ 県民政策コメント制度

滋賀県では県の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることにより、県民とのパートナーシップによる県政の推進に資することを目的として、平成 12 年度から「滋賀県民政策コメント制度に関する要綱」を施行しています（所管：総務部経営企画・協働推進室）。

県民政策コメント制度は、県政の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容等の必要な事項を県民等に公表し、これらについて提出された県民等の意見、情報および専門的な知識を反映させる機会を確保する手続をいい、対象となるものは以下のものとなっています。

- (ア) 県の基本構想、県行政のそれぞれの分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定およびこれらの重要な改定
- (イ) 県行政に関する基本方針を定め、または県民に義務を課し、もしくは権利を制限することを内容とする条例（地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）の制定または改廃に係る案の策定（迅速性または緊急性を要するものおよび軽微なものを除く。）

#### ウ 附属機関等の会議の公開

滋賀県では、政策形成過程の透明性の向上と公正の確保を図るために、「附属機関等の会議の公開等に関する指針」を策定し、平成 12 年度から運用しており、滋賀県情報公開条例第 6 条各号に規定する非公開情報を審議する場合などを除き、附属機関等の会議を公開することとしています（所管：総務部人事課）。

##### (ア) 会議の開催の周知

公開の会議を開催する場合には、開催の日時、場所、議題、傍聴手続等を記した会議開催案内を県民情報室や行政情報コーナーに掲示するとともに県のホームページに掲載することなどによりお知らせしています。

##### (イ) 公開の方法

会議の傍聴および議事録等の会議結果の公表の方法により行っています。

#### エ 出資法人の情報公開

滋賀県では、県の出資法人について、当該出資の公共性にかんがみ、滋賀県情報公開条例第 34 条の規定に基づいて、「出資法人の情報公開の推進に関する指導指針」（平成 13 年 1 月 31 日制定）を定めて、出資法人の情報公開を推進しています。

##### (ア) 対象となる出資法人

対象となる出資法人は、県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）を出資している法人で次のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資し、かつ、県の出資割合が最も高い法人（②に掲げる法人を除く。）
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 152 条第 4 項に規定する法人に該当する法人

##### (イ) 出資法人において実施する情報公開制度

- ① 出資法人の経営状況等に関する資料の公表  
上記（ア）の①または②に該当するすべての出資法人が対象となっています。
- ② 出資法人が定める規程等に基づき、当該出資法人がその保有する文書について滋賀県情報公開条例に準じた公開制度（文書公開制度）の実施  
上記（ア）の①に該当する出資法人のうち県が資本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人および上記（ア）の②に該当する法人が対象となっています。

## Ⅱ 平成25年度の情報公開制度の実施状況

### 1 公文書公開制度

#### (1) 公文書公開請求の件数（受付場所別・請求手段別）

平成25年度の公文書公開請求件数は1,290件で、前年度と比べて32件減少しました。これまでの最多件数は、前年度の1,322件です。

受付場所別では、本庁が846件と65.6%を占めています。また、請求手段別では、来庁による請求が920件と71.3%を占めています。「しがネット受付サービス」（滋賀県ホームページからの電子申請）による請求は94件と前年度より66件減少しました。

表1-1 公文書公開請求件数（受付場所別）（単位：件）

区 分	受 付 場 所			合 計
	本 庁	地方機関	県 警	
平成25年度	846	408	36	1,290
平成24年度	888	410	24	1,322

注1) 請求書1枚を1件として数えています。

注2) 本 庁：県民情報室、本庁各課（行政委員会事務局等を含む）など  
地方機関：各事務所、県立学校、病院事業庁など  
県 警：警察県民センター、各警察署

表1-2 公文書公開請求の件数（請求手段別）（単位：件）

区 分	来 庁	郵 送	F A X	しがネット	合 計
平成25年度	920	71	205	94	1,290
平成24年度	903	65	194	160	1,322

注1) しがネット：しがネット受付サービス（滋賀県HPからの電子申請）

#### (2) 公文書公開請求の件数（実施機関別）

公文書公開請求1,303件のうち、1,121件が知事に対するもので86%を占めています。

表2 公文書公開請求の件数（実施機関別）（単位：件(比率)）

実施機関	請 求	実施機関	請 求
知 事	1,121(86.0%)	労働委員会	0( 0%)
議 会	4( 0.3%)	収用委員会	1( 0.1%)
教育委員会	81( 6.2%)	海区漁業調整委員会、	0( 0%)
選挙管理委員会	9( 0.7%)	内水面漁場管理委員会	0( 0%)
人事委員会	1( 0.1%)	公営企業管理者	32( 2.4%)
監査委員	1( 0.1%)	病院事業管理者	11( 0.8%)
公安委員会	0( 0%)	県立大学	6( 0.5%)
警察本部長	36( 2.8%)	合 計	1,303(100%)

注1) 1件の請求内容が複数の実施機関にまたがる場合は、各実施機関ごとに1件として集計しているため、請求実数1,290件とは一致しません。



### (3) 公文書公開請求の請求者

公文書公開請求の請求者 1,290 件の内訳は、「県内に存する法人・その他の団体」が 476 件と最も多く、次に「県内在住の個人」が 408 件と、「県内」請求者が 68.5%を占めています。

表 3 公文書公開請求件数（請求者別）（単位：件（割合））

請求者	県内		県外		合計
	個人	法人・団体	個人	法人・団体	
平成 25 年度	408 (31.6%)	476 (36.9%)	157 (12.2%)	249 (19.3%)	1,290
平成 24 年度	287 (21.7%)	633 (47.9%)	120 (9.1%)	282 (21.3%)	1,322

### (4) 公文書公開請求の処理状況

1,303 件の公文書公開請求（そのうち 53 件は取下げ）に対し、288 件を公開（全部公開）し、895 件を一部公開しました。非公開は 67 件あり、そのうち 49 件は公文書が存在しないことを理由とするものです。

なお、「公開率」は 98.5%でした。

表 4 公文書公開請求の処理状況（実施機関別）（単位：件）

実施機関	請求件数	請求取下	処理状況（請求単位）				
			公開	一部公開	非公開		
					(非公開情報)	(不存在)	(その他)
知事	1,121	32	244	790	16	39	0
議会	4	0	3	1	0	0	0
教育委員会	81	10	33	31	1	6	0
選挙管理委員会	9	0	3	6	0	0	0
人事委員会	1	0	0	1	0	0	0
監査委員	1	0	0	1	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	36	0	1	33	0	2	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	1	0	0	0	1	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
公営企業管理者	32	4	1	25	0	2	0
病院事業管理者	11	1	3	7	0	0	0
県立大学	6	6	0	0	0	0	0
合計	1,303	53	288	895	18	49	0

注 1 (非公開情報)は、条例第 6 条各号の非公開情報であることを理由に公文書の全部が非公開となった件数です。条例第 9 条に基づく存否応答拒否を含みます。

2 (不存在)は、公文書が存在しないこと理由に非公開となった件数です。

3 公開率は、(公開＋一部公開)÷(請求件数－取下・不存在・その他)×100 により算出しています。

4 1 件の請求に対して公開等の決定が複数されている場合、複数の決定内容を 1 件にまとめています。(例：1 件の請求が複数の主務課所にわたるもので、A 課が公開決定、B 課が非公開決定を行っている場合、「決定状況」は請求単位でまとめ、一部公開 1 件としています。)

### (5) 公文書公開請求に対する決定件数

公開請求に対しては、請求の対象となる公文書を保有する主務課所が公開や一部公開等の決定を行います。

実施機関別の決定件数では、知事に対する請求の決定件数が1,154件で全体の87.3%を占め、知事の部局別決定件数では、土木交通部が781件(67.7%)で最も多く、次いで琵琶湖環境部が113件(9.8%)となっています。

また内容別決定件数では、業務委託や工事の金入設計書(395件)、建築計画概要書(195件)が多く、事業活動に利用するためと考えられる請求が増加傾向にあります。

表5-1 公文書公開請求に対する決定件数 (単位：件)

実施機関	決定状況					合計	請求 (取下げ)	
	公開	一部 公開	非公開					
			(非公開 情報)	(不存在)	(その他)			
知事	260	826	18	50	0	1,154	1,121(32)	
知事 部 局	知事直轄組織	(2)	(4)	(0)	(0)	(0)	(6)	
	総合政策部	(2)	(12)	(1)	(1)	(0)	(16)	
	総務部	(17)	(39)	(0)	(9)	(0)	(65)	
	琵琶湖環境部	(31)	(73)	(2)	(7)	(0)	(113)	
	健康福祉部	(25)	(74)	(0)	(3)	(0)	(102)	
	商工観光労働部	(10)	(10)	(0)	(0)	(0)	(20)	
	農政水産部	(3)	(48)	(0)	(0)	(0)	(51)	
	土木交通部	(170)	(566)	(15)	(30)	(0)	(781)	
会計管理局	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
議会	3	1	0	0	0	4	4(0)	
教育委員会	36	34	1	6	0	77	81(10)	
選挙管理委員会	3	6	0	0	0	9	9(0)	
人事委員会	0	1	0	0	0	1	1(0)	
監査委員	0	1	0	0	0	1	1(0)	
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0(0)	
警察本部長	1	33	1	2	0	37	36(0)	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0(0)	
収用委員会	0	0	1	0	0	1	1(0)	
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0(0)	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0(0)	
公営企業管理者	1	25	0	2	0	28	32(4)	
病院事業管理者	3	7	0	0	0	10	11(1)	
県立大学	0	0	0	0	0	0	6(6)	
合計	307	934	21	60	0	1,322	1,303(53)	

注1 本県では、1件の請求が複数の主務課所にわたるものである場合、原則として主務課所ごとに決定を行っています。そのため、受理件数(1,250件=請求件数(1,303)-取下げ件数(53))よりも決定件数(1,322件)が多くなっています。

2 (取下げ)の件数は、内数です。

表5-2 公文書公開請求に対する知事部局決定件数)

所属	件数	所属	件数	所属	件数
<b>知事直轄組織</b>	<b>6</b>	<b>健康福祉部</b>	<b>102</b>	都市計画課	15
秘書課	3	健康福祉政策課	11	住宅課	28
広報課	0	健康長寿課	8	建築課	44
防災危機管理局	3	医療福祉推進課	26	流域政策局	35
<b>総合政策部</b>	<b>16</b>	障害福祉課	23	土木事務所(8)	557
企画調整課	0	医務薬務課	7	(大津土木事務所)	50
新駅問題・特定プロジェクト対策室	1	生活衛生課	6	(南部土木事務所)	66
県民活動生活課	5	医療保険課	1	(甲賀土木事務所)	161
文化振興課	6	子ども・青少年局	14	(東近江土木事務所)	33
男女共同参画課	0	健康福祉事務所・保健所(2)	2	(湖東土木事務所)	89
人権施策推進課	1	衛生科学センター	2	(長浜土木事務所)	38
情報政策課	0	動物保護管理センター	1	(長浜土木本支所)	44
統計課	1	平和祈念館	1	(高島土木事務所)	76
近代美術館	1	<b>商工観光労働部</b>	<b>20</b>	芹谷地域振興事務所	4
男女共同参画センター	1	商工政策課	0	北川水源地域振興事務所	3
<b>総務部</b>	<b>65</b>	中小企業支援課	15	<b>会計管理局</b>	<b>0</b>
総務課	52	モノづくり振興課	2	管理課	0
人事課	3	労働雇用政策課	0	会計課	0
財政課	1	観光交流局	1	<b>知事合計</b>	<b>1154</b>
税政課	1	工業技術総合センター	1		
市町振興課	2	高等技術専門校	1		
検査課	0	<b>農政水産部</b>	<b>51</b>		
事業課	0	農政課	5		
西部県税事務所	6	食のブランド推進課	1	<b>【上位5部局】</b>	<b>割合</b>
<b>琵琶湖環境部</b>	<b>113</b>	農業経営課	0	1. 土木交通部	67.7%
環境政策課	0	畜産課	0	2. 琵琶湖環境部	9.8%
琵琶湖政策課	4	水産課	5	3. 健康福祉部	8.8%
温暖化対策課	0	耕地課	5	4. 総務部	5.6%
循環社会推進課	28	農村振興課	0	5. 農政水産部	4.4%
下水道課	16	農業農村振興事務所(6)	29		
森林政策課	4	家畜保健衛生所	2		
森林保全課	17	愛知川流域田圃整備事務所	4		
自然環境保全課	5	<b>土木交通部</b>	<b>781</b>		
環境事務所(5)	12	監理課	19		
森林整備事務所(4)	12	交通政策課	1		
琵琶湖博物館	1	道路課	62		
流域下水道事務所(2)	14	砂防課	13		

注1 複数の所属にまたがる請求は、所属ごとに1件で数えています。そのため表4の取下げを除く請求件数(1,089件)よりも決定件数が多くなっています。

注2 地方機関については、請求のあった所属だけを列挙しています。

注3 土木事務所は請求件数が多いため、事務所ごとの内訳も列挙しています。

表 5-3 公文書公開請求に対する教育委員会決定件数

所 属	件	所 属	件
教育総務課	1	スポーツ健康課	2
学校支援課	18	文化財保護課	0
教職員課	32	県立高等学校	8
学校教育課	11		
人権教育課	1		
生涯学習課	4	教育委員会合計	77

#### (6) 非公開理由の内訳

一部公開決定・非公開決定の非公開理由（不存在・その他を除く）は、「個人に関する情報」が最も多く、次いで「事務事業支障情報」、「法人等に関する情報」が多く、これら3つが非公開理由の大半(96.7%)を占めています。

表 6 非公開理由の内訳

非 公 開 理 由	件	適用率(%)
個人に関する情報（条例第6条第1号該当）	521	42.0%
法人等に関する情報（条例第6条第2号該当）	306	24.6%
公共安全支障情報（条例第6条第3号該当）	21	1.7%
法令秘情報（条例第6条第4号該当）	4	0.3%
審議検討情報（条例第6条第5号該当）	16	1.3%
事務事業支障情報（条例第6条第6号該当）	374	30.1%
合 計	1,242	100%

注 1件の決定で複数の非公開理由が適用されているものがあるため、適用件数の合計は、一部公開決定・非公開決定の件数を上回っています。

#### (7) 不服申立て、情報公開審査会の審議および実施機関の処理の状況

##### <滋賀県情報公開審査会の概要>

滋賀県情報公開審査会は、学識経験者や一般公募者等7人以内の委員で構成されています。情報公開審査会は、非公開決定等について不服申立てがあった場合に実施機関から諮問を受け、実施機関が行った決定の当否について審議を行うほか、情報公開制度の運営・改善について公正中立な立場から建議を行う地方自治法上の附属機関です(法第202条の3)。

##### <審査会の開催状況>

平成25年度は、計10回開催されました。(表8参照)

##### <不服申立て・諮問の状況>

平成25年度は不服申立てが20件(うち2件取下げ)あり、同年度中に審査会へ諮問されたものが15件、同年度末時点での未諮問が2件でした。残りの1件は、実施機関において認容されました。

##### <答申および実施機関の処理の状況>

平成25年度は審査会による答申が11件ありました。実施機関の決定を妥当とするものが6件、決定を一部取り消すべきとするものが3件、決定を全て取り消すべきとするものが2件でした。(24年度諮問案件に対する答申が8件、25年度諮問案件に対する答申が3件)

答申を受けた実施機関による決定・裁決は11件あり、答申に沿った決定・裁決は11件でした。(25年度の答申を受けた決定・裁決が11件)

表7 不服申立ての実施機関の処理状況（平成25年度）

7-1 行政不服審査法に基づく不服申立て、実施機関の処理の状況

不服申立て係属件数			申立 取 下 げ	実施機関の処理								
内 訳		未 諮 問		審 査 会 諮 問 中	答 申 後 未 処 理	決 定 ・ 裁 決						
前年度 からの 繰越	25年度 新規不服 申立て					内 訳						
						認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下			
30	10	20	4	2	12	0	12	1	5	6	0	

7-2 情報公開審査会の審議の状況

諮問係属件数			諮 問 取 下 げ	審査会の処理					
内 訳		審 議 中		答 申					
前年度 からの 繰越	25年度 新規諮問			内 訳					
				原 処 妥 当	一 部 取 消	取 消	却 下		
25	6	19	2	12	11	6	3	2	0

表8 滋賀県情報公開審査会の開催状況

回	開催日	案 件	議 事 内 容
第214回	H25.5.15	諮問第69号	答申案審議
		諮問第70号	答申案審議
		諮問第73号	諮問実施機関の口頭説明・異議申立人の意見陳述・審議
第215回	H25.6.12	諮問第71号	審議
		諮問第72号	審議
		諮問第73号	審議
第216回	H25.7.18	諮問第71号	答申案審議
		諮問第72号	答申案審議
		諮問第73号	答申案審議
		諮問第74号	事務局の事案説明・審議
第217回	H25.8.9	諮問第74号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第75・79・80号	事務局の事案説明・審議
		諮問第76・77号	事務局の事案説明・審議
		諮問第78号	事務局の事案説明・審議
第218回	H25.9.24	諮問第74号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第75・79・80号	異議申立人の意見陳述・審議
		諮問第78号	諮問実施機関の口頭説明・審議

回	開催日	案 件	議 事 内 容
第 219 回	H25.10.31	諮問第 74 号	審議
		諮問第 76・77 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
		諮問第 75・79・80 号	諮問実施機関の口頭説明・審議
第 220 回	H25.12.3	諮問第 74 号	答申案審議
		諮問第 76・77 号	審議
第 221 回	H26.1.7	諮問第 75・79・80 号	審議
		諮問第 76・77 号	答申案審議
		諮問第 78 号	審議
第 222 回	H26.2.20	諮問第 75・79・80 号	答申案審議
		諮問第 81 号	事務局の事案説明・審議
第 223 回	H26.3.5	諮問第 78 号	事務局の事案説明・審議
		諮問第 81 号	諮問実施機関の口頭説明・異議申立人の意見陳述・審議

・案件の内容については、表 9 を参照してください。

[参考] 滋賀県情報公開審査会委員名簿 (H24.4~H26.3・五十音順)

氏 名	現 職	備 考
岩 沢 清 秀	(公募委員)	
遠 藤 糸 子	滋賀県商工会議所女性会連合会会長	
小 谷 真 理	同志社大学政策学部准教授	
平 井 建 志	弁護士	会長代理
松 浦 さ と 子	龍谷大学政策学部教授	
毛 利 透	京都大学大学院法学研究科教授	会長
若 杉 貞 子	京都女子大学教員	

表9 滋賀県情報公開審査会諮問案件の平成25年度処理状況

諮問 番号	諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名)	公開請求に対する決定(原処分)・不服申立て 情報公開審査会の審議 不服申立てに対する裁決・決定
70	「平成24年度第1号精神医療センター医療観察法病棟新築工事に係る総合評価審査小委員会の資料一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て (知事・監理課)	H24. 7. 26 公文書一部公開決定 H24. 8. 24 異議申立て H24. 9. 14 諮問 H25. 6. 5 答申・第62号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】264日・5回 H25. 8. 2 異議申立て棄却
71	「保健所等から株式会社〇〇の製品の中に混入していた〇〇に関して報告等された際の行政文書一切」の公文書非公開決定(存否応答拒否)に対する審査請求 (警察本部・警察県民センター)	H24. 10. 12 公文書非公開決定(存否応答拒否) H24. 10. 10 審査請求 H24. 11. 19 諮問 H25. 8. 1 答申・第63号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】255日・4回 H25. 8. 22 審査請求棄却
72	「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」の公文書非公開決定(存否応答拒否)に対する審査請求 (警察本部・警察県民センター)	H24. 10. 12 公文書非公開決定(存否応答拒否) H24. 10. 10 審査請求 H24. 11. 19 諮問 H25. 8. 1 答申・第64号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】255日・4回 H25. 8. 22 審査請求棄却
73	「〇〇寺の自然公園法違反に対する是正指導に係る文書一式」の公文書非公開決定(不存在)に対する異議申立て (知事・自然環境保全課)	H24. 10. 24 公文書非公開決定(不存在) H24. 12. 3 異議申立て H25. 1. 4 諮問 H25. 8. 1 答申・第65号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】209日・4回 H25. 8. 2 異議申立て棄却
74	「県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・防災危機管理局)	H25. 2. 6 公文書一部公開決定 H25. 2. 27 異議申立て H25. 3. 26 諮問 H25. 12. 25 答申・第66号 【審査会の判断】原処分取消 【処理日数・審査回数】275日・5回 H26. 1. 24 異議申立て一部認容
75	「〇〇学園に係る私立学校審議会の議事録」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)	H25. 2. 8 公文書一部公開決定 H25. 3. 15 異議申立て H25. 4. 15 諮問 H26. 3. 14 答申・第69号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】334日・5回 H26. 3. 28 異議申立て一部認容

諮問 番号	諮問案件の内容 (実施機関・主務課所名)	公開請求に対する決定(原処分)・不服申立て 情報公開審査会の審議 不服申立てに対する裁決・決定
76	「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・大津土木事務所)	H25. 3. 7 公文書一部公開決定 H25. 3. 26 異議申立て H25. 4. 26 諮問 H26. 1. 22 答申・第67号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】272日・4回 H26. 2. 12 異議申立て一部認容
77	「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・道路課)	H25. 3. 7 公文書一部公開決定 H25. 3. 26 異議申立て H25. 4. 26 諮問 H26. 1. 22 答申・第68号 【審査会の判断】原処分一部取消 【処理日数・審査回数】272日・4回 H26. 2. 12 異議申立て一部認容
78	「大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・森林保全課)	H25. 2. 13 公文書一部公開決定 H25. 4. 2 異議申立て H25. 5. 2 諮問 H26. 3. 14 答申・第72号 【審査会の判断】原処分取消 【処理日数・審査回数】317日・4回 H26. 3. 28 異議申立て一部認容
79	「平成23年8月22日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)	H25. 3. 27 公文書一部公開決定 H25. 4. 23 異議申立て H25. 5. 22 諮問 H26. 3. 14 答申・第70号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】297日・5回 H26. 3. 28 異議申立て棄却
80	「平成23年10月31日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)	H25. 3. 27 公文書一部公開決定 H25. 4. 23 異議申立て H25. 5. 22 諮問 H26. 3. 14 答申・第71号 【審査会の判断】原処分妥当 【処理日数・審査回数】297日・5回 H26. 3. 28 異議申立て棄却
81	「平成23年10月31日の私立学校審議会議事録等における事務局発言の根拠となった文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)	H25. 6. 12 公文書一部公開決定 H25. 7. 10 異議申立て H25. 8. 6 諮問 (H26. 7. 8 答申・第73号) (【審査会の判断】原処分妥当) (【処理日数・審査回数】337日・4回) (H26. 7. 18 異議申立て一部認容)

注 ( ) 内は平成26年度の処理です。



表 10 平成 25 年度の情報公開審査会答申の概要

各答申の全文は滋賀県のホームページに掲載しています。

[http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokokukai\\_toshin/](http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/johokokukai_toshin/)

<p>答申第 6 2 号 (諮問第 7 0 号)</p>	<p>件 名 「平成 24 年度第 1 号精神医療センター医療観察法病棟新築工事に係る総合評価審査小委員会の資料一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・監理課）</p>
<p>1 対象公文書 平成24年度第 1 号精神医療センター医療観察法病棟新築工事に係る総合評価審査小委員会の資料</p>	
<p>2 争点 技術提案の内容の条例第 6 条第 2 号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。</p> <p>(2) 判断理由 公共工事の品質確保の促進に関する法律第 8 条第 1 項に基づく基本方針においては、「各発注者は、説明責任を適切に果たすという観点から、落札者の決定に際しては、その評価の方法や内容を公表しなければならない。その際、発注者は、民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることにかんがみ、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること等、その取扱いに留意する」こととされているところである。</p> <p>このことについて、異議申立人は、当該内容は審査までのことを示したものであって、審査後には適用されないという趣旨の主張をしているが、当該方針が「他者に知られることのないようにすること」と明記し、特段、その時点を特定していないことからすれば、提案内容については、審査の前後を問わず慎重な取扱いが求められているものと解するのが相当である。</p> <p>当審査会において、本件対象公文書を見分したところ、非公開部分には、各事業者が提案した、目的物の長寿命化を図るための方策や、性能・機能を向上させるための工夫、工事現場周辺における安全対策等の内容が具体的に記載されており、その提案内容や記載方法等は、事業者毎に大きく異なるものであると認められた。</p> <p>こうした技術提案については、各事業者がそれぞれ蓄積した経験や知見に基づいて作成しているものと思料され、その内容は、全体として事業者の独自のノウハウに当たるものと言うことができる。</p> <p>そして、これらの内容を公にすると、以後の同種の入札において、競合他社等が容易に当該内容を模倣した技術提案を行うことが可能となり、競合他社等において対抗的な事業活動が行われること等により、技術提案を行った事業者の競争上の地位を害するおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、技術提案の内容が記載された部分は、条例第 6 条第 2 号アに該当するものである。</p>	

<p>答申第 6 3 号 (諮問第 7 1 号)</p>	<p>件 名 「保健所等から株式会社〇〇の製品の中に混入していた〇〇に関して報告等された際の行政文書一切」の公文書非公開決定（存否応答拒否）に対する審査請求（警察本部・警察県民センター）</p>
<p>1 対象公文書 保健所等から株式会社〇〇の製品の中に混入していた〇〇に関して報告等された際の行政文書一切</p>	
<p>2 争点 存否情報の条例第 6 条第 2 号、第 3 号および第 6 号該当性</p>	

<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。</p> <p>(2) 判断理由 本件対象公文書は、「平成24年1月1日から同年9月28日までの間に、保健所等から実施機関に対して、株式会社〇〇の製品に混入していた〇〇に関して報告等がされた際の行政文書一切」であることから、実施機関が本件対象公文書の有無を答えることは、株式会社〇〇の製品に〇〇が混入していたこと、そして保健所等が、これを実施機関に報告等したという事実の有無を明らかにするものと言える。</p> <p>本件公開請求においては、製品への混入物が「〇〇」と特定されており、また、「警察」に対する報告等が対象であることから、このような警察への報告等の情報を明らかにすれば、消費者等においては、株式会社〇〇の製品が犯罪と関わる可能性を想起させるおそれがあると言える。</p> <p>また、一般に、食品における異物混入等の情報については、すでに公表されているものであれば別論、公表に至っていない事案に関する情報が公開されれば、当該製造者の社会的信用を低下させるなどのおそれがあるものと考えられる。</p> <p>これらのことから、本件存否情報を公にすると、株式会社〇〇における社会的評価の低下、事業運営への支障等が生じ、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件存否情報は、条例第6条第2号アの非公開情報に該当するものであり、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるものである。</p>
--

<p>答申第64号 (諮問第72号)</p>	<p>件名 「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」の公文書非公開決定（存否応答拒否）に対する審査請求（警察本部・警察県民センター）</p>
<p>1 対象公文書 滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書</p>	
<p>2 争点 存否情報の条例第6条第3号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。</p> <p>(2) 判断理由 本件対象公文書は、「滋賀県警が押収した生徒指導連絡をコピーして大津市役所に渡した経緯が分かる行政文書」であることから、実施機関が対象公文書の有無を答えることは、実施機関が大津市から生徒指導連絡を押収し、その写しを大津市に渡したという事実の有無を明らかにするものと言える。</p> <p>実施機関においては、大津いじめ事案に関する押収物の内容は、これまでから一切公表していないとしており、こうした状況において、具体的に押収物の名称が特定される情報が明らかになれば、本件に係る実施機関の捜査活動、公訴・審判の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、警察捜査の手法や着眼点等が類推されることによって、以後の同種事案の捜査活動にも支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。</p> <p>したがって、本件存否情報は、条例第6条第3号の非公開情報に該当するものであり、本件対象公文書の存否を答えることは非公開情報を公開することになるものと認められる。</p>	

<p>答申第65号 (諮問第73号)</p>	<p>件名 「〇〇寺の自然公園法違反に対する是正指導に係る文書一式」の公文書非公開決定（不存在）に対する異議申立て（知事・自然環境保全課）</p>
<p>1 対象公文書 〇〇寺の自然公園法違反に対する是正指導に係る文書一式</p>	
<p>2 争点 対象公文書の存在・不存在</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。</p> <p>(2) 判断理由 異議申立人は、滋賀県職員服務規程（以下「服務規程」という。）により職員は復命書等を作成しなければならないとし、違法行為の是正指導については進展の有無に関わらず記録等を作成すべきであること、実施機関が発出した指導文書に、具体的な指示、協議の存在を窺わせる記載があることなどから、本件対象公文書は当然に存在すべきものであると主張している。</p> <p>一方、実施機関は、〇〇寺に対しては、平成24年4月20日付け滋自第251号で文書指導を行った後、請求対象期間においては、当該文書で提出を求めた顛末書が提出されなかったため電話による催促を継続して行っており、記録等を作成する必要はないものと判断したとしている。</p> <p>確かに、異議申立人が主張するように、服務規程第17条には、「復命」の規定が設けられているものと認められる。</p> <p>しかしながら、同条は、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもって復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもってすることができる」と規定しているものであり、実施機関におけるあらゆる業務について記録等を作成することを求めているものではない。</p> <p>本件のような電話による軽易な口頭でのやり取りについて、記録等を作成するか否かについては、当該業務を所管する実施機関において、その必要性を判断することが許容されているものであると言える。</p> <p>また、本件公開請求については、平成24年5月から同年10月10日までという限られた期間の文書が対象となっているところ、請求対象期間の外においては、口頭指導や文書指導が複数回にわたって行われているものと認められるところである。</p> <p>これらのことから、請求対象期間においては、記録等を要する指導を行っていなかったため本件対象公文書は作成していないとする実施機関の主張には、特段、不自然、不合理な点等は認められないものである。</p> <p>また、本件対象公文書を作成していないとする実施機関の主張を覆すに足る具体的な事実や根拠は見当たらない。</p>	

<p>答申第66号 (諮問第74号)</p>	<p>件名 「県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・防災危機管理局）</p>
<p>1 対象公文書 県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書</p>	
<p>2 争点</p> <p>(1) 放射性物質拡散影響予測シミュレーションデータのうち「影響が県外に及んでいる部分」の条例第6条第5号および第6号該当性</p> <p>(2) 対象公文書の特定の妥当性</p>	

### 3 答申の要旨

#### (1) 結論

実施機関が、「県が行った放射性物質拡散予測に関する予測条件、予測方法、予測結果を示すすべての文書」につき、その一部を非公開とした決定について、特定した対象公文書は妥当であるが、非公開とした部分はすべて公開すべきである。

#### (2) 判断理由

##### ○条例第6条第5号該当性について

実施機関は、非公開部分は、滋賀県の地域防災計画の見直し協議、検討に関する情報であって、公にすることにより、不当に県外の住民等の間に混乱を生じさせるおそれがあると主張している。

しかしながら、本件シミュレーションデータを参考とした滋賀県の地域防災計画については、本件処分時点においてすでに改定が完了していたものと認められ、意思決定後においてなお本号の非公開情報に該当することについては、実施機関から特段の説明はない。

また、実施機関による本号該当性についての説明の主旨は、本件シミュレーションデータと他府県の被害想定との相違が住民の間に混乱を生じさせ、他府県の防災対策事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるというものであり、条例第6条第5号該当性に関する説明は認められない。

実施機関が説明するような事務事業への支障のおそれがある情報については、条例第6条第6号を非公開理由とすべきであると言え、他に条例第6条第5号該当性を窺わせるような説明も認められない以上、実施機関が条例第6条第5号を非公開理由としたことは誤りであると判断せざるを得ない。

したがって、実施機関が非公開とした部分は、条例6条第5号に該当するものとは認められない。

##### ○条例第6条第6号該当性について

実施機関は、非公開部分を公にすれば、当該区域で策定される原子力防災対策の基となる被害想定との相違によって、当該区域の住民等に混乱を引き起こし、当該区域の原子力防災対策事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

確かに、本件シミュレーションは、滋賀県が独自に行ったものであることから、他県が地域防災計画の策定等において想定している放射性物質の拡散予測に関するデータと、本件シミュレーションデータとの間には相違があり得るものと考えられるところであり、実施機関においてこれを公にした場合の他県への影響を憂慮したことは理解できないものではない。

しかしながら、こうした相違が生じることは一般にも容易に予想されるべきものであると言え、住民に対して、シミュレーションに係る前提条件やその実施方法などについて適切に情報提供を行い、相違が生じた理由を説明することによって、住民の間に不安や混乱等が生じるといった事態は回避できるものであると認められる。

また、今日では、国が行ったシミュレーションの結果が地域防災計画策定の参考情報として提供されているところであり、こうした情報等に基づき、滋賀県やその周辺県においても地域防災計画の改定が進められるなど、原子力災害の発生に備えた体制等の検討、整備は一定進捗している状況にあるものと思料される。

こうした現状において本件シミュレーションデータを公にしたとしても、他県の原子力防災対策事業に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

更に、滋賀県、岐阜県、京都府、大阪府および兵庫県においては、各府県域に係る本件シミュレーションデータがすでに公表等されているものであるが、それによって住民の間に混乱が生じたという事実や当該府県の防災対策に支障が生じたという事実は確認されており、実施機関の主張するような支障が実際に生じる可能性は極めて低いものである。

以上のことから、実施機関の主張するおそれの程度は抽象的な可能性に過ぎないものであり、非公開部分は条例第6条第6号に該当するものとは認められない。

##### ○対象公文書の特定の妥当性について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、具体的な内容を挙げて、実施機関が公開した文書以外にも対象公文書が存在するはずであると主張しているが、実施機関は、そうした公文書は保有していないと主張しているところである。

したがって、本件公開請求に対して実施機関が行った公文書の特定が妥当なものであるか否かに

ついて、当審査会が実施機関に対して行った照会等の結果を踏まえ、以下検討を行う。

ア 風速が秒速1メートル程度よりも速い場合を想定したシミュレーション事例に関するデータについて

異議申立人は、実施機関が示した「強風時は放射性プルームが滋賀県下を早期に通過してしまい、広範囲に放射性物質が拡散することとなり、それぞれの地点における放射線量は低い値になる」という見解を理由として、秒速1メートル程度よりも速い風速を条件としたシミュレーションが行われているはずであると主張している。

これに対して、当審査会から実施機関に確認したところでは、実施機関が実施した本件シミュレーションの総数は、すでに公開を行った108ケースのみであるとし、また、強風時について述べた当該見解については、風速と汚染物質の関係から一般論として述べたもので、シミュレーション結果に基づくものではないとしている。

この108ケースについては、気象庁のアメダスデータから、予め本県への影響が大きいと考えられる気象条件の日を選定した上で行われたとのことであり、こうした実施機関の説明には不自然、不合理な点は認められず、この他の条件で行われたシミュレーション結果が存在すると判断すべき事実も見当たらない。

したがって、実施機関が「風速が秒速1メートル程度よりも速い場合を想定したシミュレーション事例に関するデータ」を保有しているものとは認められない。

イ 放射性物質がいったん大阪府にまで達した後、滋賀県にまで戻ってくるシミュレーションの事例ならびに放射性物質が三重県にまで達しているシミュレーションの事例に関するデータについて

異議申立人は、センター長が講演において当該事例の存在に言及したことから、実施機関がこうしたシミュレーションに関するデータを保有しているものと考えられると主張している。

しかしながら、当審査会が確認したところ、実施機関は、「甲状腺被ばく等価線量」に係る本件シミュレーションデータを計算する過程においては、「放射性物質濃度」の分布データを算出しており、センター長が、当該分布データをパソコン画面上で確認していたことが講演での発言に繋がったとしている。そして、当該分布データについては、気象データ等から随時作成が可能なものであるため、保存を行っていないものであると説明している。

本件シミュレーションが、「甲状腺被ばく等価線量」に係るシミュレーション結果の入手を目的として行われていることからすれば、「放射性物質濃度」の分布データについては、あくまで結果を算出する過程において一時的に利用されたデータであると考えられ、実施機関において保存の必要性がないと判断し、これを保有していないとしていることには一定の合理性が認められるものである。

したがって、実施機関が「放射性物質がいったん大阪府にまで達した後、滋賀県にまで戻ってくるシミュレーションの事例ならびに放射性物質が三重県にまで達しているシミュレーションの事例に関するデータ」を保有しているものとは認められない。

ウ 原子炉から放出された放射性物質の量を変化させてシミュレーションを行った場合のデータについて

異議申立人は、本件シミュレーションとは異なる放射性物質の放出量を想定して行ったシミュレーション結果の公開を求めているが、実施機関はそうしたシミュレーションを行った事実はないと主張している。

実施機関は、本件シミュレーションの前提条件として、福島第一原発事故における放射性物質の放出量を採用したと説明しており、他の条件に基づくシミュレーションが実施されていないとしても不合理であるとは言えない。また、実施機関が当該データを保有していると判断すべき事実も見当たらないものである。

したがって、実施機関が「原子炉から放出された放射性物質の量を変化させてシミュレーションを行った場合のデータ」を保有しているものとは認められない。

エ ホットスポットに関するデータについて

異議申立人は、いわゆるホットスポットに関するデータも存在すると考えられると主張しているが、実施機関に確認したところ、本件シミュレーションは、ホットスポットのような局所的な高線

量地域を判別できるものではないとしている。

本件シミュレーションデータを見た場合、数キロメートル四方のメッシュが情報の単位となっているものと認められるところであり、本件シミュレーションが局所的な情報を把握できるものではないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、実施機関が当該データを保有しているとは判断すべき事実も見当たらない。

したがって、実施機関が「ホットスポットに関するデータ」を保有しているものとは認められない。

オ アからエ以外の予備的データ等について

異議申立人は、上記アからエの他にも、公開されていない様々なデータがあると考えられると主張しているが、実施機関は公開したもの以外に保有しているものはないとしており、実施機関が当該データを保有しているとは判断すべき事実は見当たらない。

したがって、実施機関が「アからエ以外の予備的データ等」を保有しているものとは認められない。

カ 岐阜県、京都府および大阪府に関するシミュレーション結果で、公開されていない公文書について

異議申立人は、岐阜県、京都府および大阪府に係る部分が着色されていない分布図があることを捉えて、当該府県に係る部分が着色されたものが公開されるべきであると主張している。

これに対して、実施機関は、シミュレーション結果を出力する段階で当該府県の部分については着色をしない処理をしていたものあり、当該府県部分を着色した公文書は公開したもの以外には存在しないとしている。

本件シミュレーションが、滋賀県地域防災計画の見直しに係る参考資料を作成する目的で行われたことを考慮すれば、他府県部分の情報を必要でないものと判断し、出力を行わなかったとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、実施機関が、本件公開請求に対して公開したもの以外に、岐阜県、京都府および大阪府に関するデータが示された文書を保有しているものとは認められない。

答申第67号 (諮問第76号)	件名 「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・大津土木事務所)
1 対象公文書 平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切	
2 争点 答弁書案、報告書における報告内容等の条例第6条第1号、第4号および第6号該当性	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関が、「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」につき、その一部を非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第6条第1号該当性について(別表2の「非公開理由」欄の「1号」欄に○のあるもの) 実施機関は、答弁書案等および報告書における報告内容の一部については、原告等の氏名ならびに事件番号の部分が特定の個人を識別することができるものであるとし、また、全体として、他の情報と照合することによって、特定の個人を識別することができる情報であると主張している。 確かに、原告等の氏名ならびに事件番号については、特定の個人が識別される情報であると認められ、条例第6条第1号に該当するものであると言える。 しかしながら、それ以外については、実施機関からは、どのような情報と照合することで特定の個人が識別されることとなるのか、何ら具体的な説明がなされておらず、文書全体が条例第6条第1号に該当すると認めるべき事実は見当たらない。	

したがって、原告等の氏名および事件番号については、条例第6条第1号に該当するものであるが、その余の部分については、同号に該当するものとは認められない。

○条例第6条第6号該当性について（別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの）

ア 本件対象公文書①について

（ア）答弁書案等

実施機関は、非公開とした答弁書案等が公になれば、争訟の対処方針の決定に至る意思形成過程までもが公開されることとなり、実施機関において萎縮効果が生じるなど、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟の当事者である県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張している。

当審査会において見分したところ、答弁書案等は、実施機関が本件訴訟等に関して答弁書や書証などを確定する過程において、実施機関内で回議した「案」であると認められ、これらに記載されている情報については、あくまで検討の途中段階のものであると判断される。

このため答弁書案等を公にし、実施機関における主張および立証に係る加除の変遷が明らかとなれば、実施機関が検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針などが容易に類推されることになるものと考えられる。

そして、訴訟における一方当事者である実施機関が、どのような主張、立証をしていくのかということが事前に明らかになれば、今後の実施機関における攻撃防御の手段が著しく制約されることとなり、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じることは明らかである。

したがって、答弁書案等は、条例第6条第6号に該当するものであると認められる。

なお、実施機関は、答弁書案等の非公開理由として、条例第6条第4号も主張しているものであるが、非公開情報に該当することはすでに述べたとおりであり、同号該当性については検討を要しない。

（イ）その他の部分（別表1の「公文書10」に係る部分）

実施機関は、回議書の伺い文欄の一部についても、答弁書案等と同様の理由により非公開としてしているところである。

しかしながら、当該部分に記載されている情報は、民事訴訟法の説明や単なる伺い文の一部に過ぎないものであり、これを公にしても、何ら実施機関の訴訟事務の遂行に支障があるものではない。

したがって、回議書の伺い文欄の一部（別表1の「公文書10」に係る部分）については、同号に該当するものであるとは認められない。

イ 本件対象公文書②について

実施機関は、アと同様に、非公開とした報告内容の一部を公にすると、争訟の対処方針の決定に至る意思形成過程までもが公開されることとなり、実施機関において萎縮効果が生じるなど、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟の当事者である県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張している。

確かに、非公開とされた部分には、次回以降の裁判に向けた協議の内容や検討事項が記載された部分があり、これらの内容は、実施機関が検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針そのものであると認められるところである。

こうした部分については、すでに述べたとおり、公にすれば、今後の実施機関における攻撃防御の手段が著しく制約され、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じることとなるものであると判断される。

他方、上記以外の部分（別表1の「公文書11」および「公文書14」に係る部分）については、本件訴訟等の経過や裁判期日の記録など、単なる事実が記載されているに過ぎないものであり、これを公にしたとしても、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じるものとは考え難い。

したがって、非公開部分のうち、実施機関における今後の対処方針等が記載されている部分は、条例第6条第6号に該当するものであるが、別表1の「公文書11」および「公文書14」に係る部分については、同号に該当するものとは認められない。

<p>答申第68号 (諮問第77号)</p>	<p>件名 「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・道路課)</p>
<p>1 対象公文書 平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切</p>	
<p>2 争点 答弁書案、報告書における報告内容等の条例第6条第4号および第6号該当性</p>	
<p>3 答申の要旨</p> <p>(1) 結論 実施機関が、「平成24年1月5日に県道大津草津線で発生した交通事故の関係書類一切」につき、その一部を非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。</p> <p>(2) 判断理由 ○条例第6条第6号該当性について(別表2の「非公開理由」欄の「6号」欄に○のあるもの) ア 本件対象公文書①について (ア) 答弁書案等 実施機関は、非公開とした答弁書案等が公になれば、争訟の対処方針の決定に至る意思形成過程までもが公開されることとなり、実施機関において萎縮効果が生じるなど、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟の当事者である県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張している。 当審査会において見分したところ、答弁書案等は、実施機関が本件訴訟等に関して答弁書や書証などを確定する過程において、実施機関内で回議した「案」であると認められ、これらに記載されている情報については、あくまで検討の途中段階のものであると判断される。 こうした答弁書案等を公にし、実施機関における主張および立証に係る加除の変遷が明らかとなれば、実施機関が検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針などが容易に類推されることになるものと考えられる。 そして、訴訟における一方当事者である実施機関が、どのような主張、立証をしていくのかということが事前に明らかになれば、今後の実施機関における攻撃防御の手段が著しく制約されることとなり、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じることは明らかである。 したがって、答弁書案等は、条例第6条第6号に該当するものであると認められる。 なお、実施機関は、答弁書案等の非公開理由として、条例第6条第4号も主張しているものであるが、非公開情報に該当することはすでに述べたとおりであり、同号該当性については検討を要しない。</p> <p>(イ) その他の部分 実施機関は、回議書等の伺い文欄の一部についても、答弁書案等と同様の理由により非公開としてしているところである。当審査会において見分したところ、非公開とされた部分においては、実施機関における今後の対処方針が記載されている部分が認められた。 こうした情報については、すでに述べたとおり、現時点において公にすれば、今後の実施機関における攻撃防御の手段が著しく制約され、実施機関の訴訟事務の遂行に著しい支障が生じることとなるものである。 他方、上記以外の部分(別表1の「公文書9」および「公文書15」に係る部分)については、民事訴訟法の説明や単なる伺い文の一部が記載されているに過ぎないものであり、これを公にしたとしても、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じるものではない。 したがって、非公開部分のうち、実施機関における今後の対処方針等が記載されている部分は、条例第6条第6号に該当するものであるが、別表1の「公文書9」および「公文書15」に係る部分については、同号に該当するものとは認められない。</p> <p>イ 本件対象公文書②について 実施機関は、アと同様に、非公開とした報告内容の一部を公にすると、争訟の対処方針の決定に至る意思形成過程までもが公開されることとなり、実施機関において萎縮効果が生じるなど、争訟における主張、立証あるいは反論の手段が制約され、争訟の当事者である県の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあると主張している。</p>	



確かに、非公開とされた部分には、次回以降の裁判に向けた協議の内容や検討事項が記載された部分があり、これらの内容は、実施機関が検討している攻撃防御のポイントや今後の対処方針そのものであると認められるところである。

こうした情報については、すでに述べたとおり、公にすれば、今後の実施機関における攻撃防御の手段が著しく制約され、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じることとなるものであると判断される。

他方、上記以外の部分（別表1の「公文書13」および「公文書16」に係る部分）については、本件訴訟等の経過や裁判期日の記録など、単なる事実が記載されているに過ぎないものであり、これを公にしたとしても、実施機関の訴訟事務の遂行に支障が生じるものとは考え難い。

したがって、非公開部分のうち、実施機関における今後の対処方針等が記載されている部分は、条例第6条第6号に該当するものであるが、別表1の「公文書13」および「公文書16」に係る部分については、同号に該当するものとは認められない。

<p>答申第69号 (諮問第75号)</p>	<p>件名 「〇〇学園に係る私立学校審議会の議事録」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・総務課)</p>
<p>1 対象公文書 私立学校審議会の議事録</p>	
<p>2 争点 「発言委員名を特定することに繋がる情報」の条例第6条第5号(第6号)該当性</p>	
<p>3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関は、平成24年1月12日に開催された滋賀県私立学校審議会協議会の議事録につき、その一部を非公開とした決定について、非公開とした部分のうち、役職名は公開すべきである。 (2) 判断理由 ○条例第6条第5号該当性について 実施機関は、発言委員名が特定される情報を公にすると、今後の案件において、私立学校審議会の自由かつ率直な意見交換、提言等が阻害され、審議会の公正・公平性の確保が保障できなくなるおそれがあり、当該情報は条例第6条第5号に該当すると主張している。 しかしながら、すでに述べたとおり、同号は、実施機関における審議、検討等の途中段階の情報について、これを公にすることにより、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどのおそれがある情報を非公開とするものである。 実施機関によれば、私立学校審議会における〇〇学園関西校に関する審議は、本件処分時にはすでに終了していたとのことであり、私立学校審議会が当該案件に対する意思決定を行った後において、なお同号該当性を考慮すべき事情は見当たらない。 ただし、実施機関においては、実質的には、条例第6条第6号該当性を主張しているものと思料されるため、当審査会としては、以下、非公開部分の同号該当性について検討することとする。 ○条例第6条第6号該当性について 当審査会において見分したところ、本件対象公文書には、委員による個々の発言内容や委員間におけるやり取りの様子など、当日の私立学校審議会の詳細な審議状況が逐語的に記録されているものであると認められる。 また、実施機関によれば、私立学校審議会は、申請案件毎に、私立学校の設置認可の適否を審議しているとのことであり、最終的に認可の可否を判断する知事が私立学校審議会の答申と異なる判断を行った事例はこれまでに存在しないとのことである。 こうしたことを勘案すると、私立学校審議会における個々の発言について当該発言を行った委員名が特定されることとなれば、利害関係者等から当該委員に対し、不当な圧力または干渉が加えられることが予想され、また、そうした状況に陥ることを懸念した委員が率直な意見の表明を差し控えるなど、今後の私立学校審議会の公平かつ公正な審議、運営に支障が生じるおそれがあるものと認められ</p>	

る。

そこで、本件処分において非公開とされた団体名等および役職名を公にすれば、発言委員名が特定されるものか否かを検討する。

まず、団体名等については、これを公にすれば、当該団体との関連性から発言委員名が特定されることになるものと言える。

一方、役職名については、実施機関によると、当該部分を公にしたとしても、一定の絞り込みは可能となるものの、発言委員の特定には至らないとのことである。

実施機関においては、特定には至らずとも、なお委員への干渉等のおそれがある旨を主張しているものであるが、こうした干渉等のおそれについては、絞り込みの有無に関わらず想定され得る程度のものであると言え、当該主張は採用できない。

以上のことから、団体名等は、これを公にすると、今後の私立学校審議会の適正な運営に支障が生じるおそれがあることから、条例第6条第6号に該当するものと認められるが、役職名については、今回の事案に限れば、同号に該当するものとは認められない。

答申第70号 (諮問第79号)	件名 「平成23年8月22日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・総務課）
1 対象公文書	平成23年8月22日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書
2 争点	対象公文書の存在・不存在
3 答申の要旨	(1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。 (2) 判断理由 異議申立人は、地盤の安全性は「〇〇建設が確認した」という実施機関の発言を根拠に、実施機関が、〇〇建設から地盤の安全性について説明を受けた際の記録や、その際に受領した資料などを保管しているはずであると主張している。 これに対して、実施機関においては、地盤の安全性については、大津市が発行した検査済証により確認していると、一貫して主張していることが認められる。 当審査会において、私立学校審議会議事録を見分したところにおいても、地盤の安全性については、検査済証に対する考えや、大津市における判断の経緯等に関する発言が複数の箇所でも認められたところである。 しかしながら、一方、〇〇建設による確認については、実施機関の当該発言の他には、特段の言及がなされている様子は窺われず、実施機関の発言の適否はともかく、私立学校審議会が、〇〇建設による確認をもって地盤の安全性の根拠としていたものとは考え難い。 このことから、〇〇建設からは電話で聞き取りを行っただけであり、本件公開請求の対象となる公文書は保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を窺わせる特段の事情も見当たらない。 したがって、実施機関が不存在を理由として行った本件処分は妥当であると認められる。

答申第71号 (諮問第80号)	件名 「平成23年10月31日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書」等の公文書一部公開決定に対する異議申立て（知事・総務課）
1 対象公文書	平成23年10月31日の私立学校審議会議事録における事務局発言の根拠となった文書

2 争点 対象公文書の存在・不存在
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関が行った決定は妥当である。 (2) 判断理由 異議申立人は、事務局が、私立学校審議会委員への持ち回りや〇〇学園に対する審議結果の伝達(以下「持ち回り等」という。)を行ったことは、議事録に記録された内容とは辻褄が合わない行為であるとし、こうしたことを行った理由や経緯が分かる文書が存在するはずであると主張しているものである。 当審査会において議事録を見分したところ、平成23年8月29日の私立学校審議会における結論およびその後の事務局による持ち回り等については、私立学校審議会委員の間であっても、これに対する認識および評価が一致していなかったものと認められる。 本件に係る審議会運営の是非は当審査会の判断するところではないが、こうした状況を見る限り、議事録を読んだ者が、私立学校審議会における審議のあり方や運営方法に対して疑問を抱くことは理解できないものではない。 しかしながら、会長においては、持ち回り等を行うことは、私立学校審議会の総意に沿うものと判断していたことが窺われ、事務局は、こうした会長の意向に従って行動したものであると考えられる。 また、実施機関によれば、会長から事務局への指示については、口頭により行われていたとのことである。 こうしたことを勘案すれば、本件対象公文書を作成、保有していないとする実施機関の主張が不合理であるとは言えず、また、実施機関が本件対象公文書を保有していると判断すべき具体的な事実や根拠は見当たらない。 したがって、実施機関が不存在を理由として行った本件処分は妥当であると認められる。

答申第72号 (諮問第78号)	件名 「大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て(知事・森林保全課)
1 対象公文書 大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書	
2 争点 (1) 対象公文書の特定の妥当性 (2) 対象公文書の存在・不存在	
3 答申の要旨 (1) 結論 実施機関が行った公文書一部公開決定は、対象公文書の特定の誤りがあるため、これを取り消し、公開請求の対象となる公文書は存在しないものと認められることから、改めて公文書非公開決定を行うべきである。 (2) 判断理由 異議申立人は、問合せ記録は異議申立人が公開を求めた文書とは異なるものであると主張しているが、これに対し、実施機関は、過去に異議申立人に公開した文書の内容や請求時における異議申立人の言動を考慮し、請求内容に少しでも関係があるものとして、問合せ記録を公開したと主張しているところである。 確かに、公開請求に係る対象公文書の特定にあたっては、請求者への聞き取りによって確認した内容を考慮することにより、公文書公開請求書に記載された文言よりも、可能な限り広義に解すべき場合があるものと認められる。 しかしながら、本件公開請求については、「協議者大津市のお話を含む」とあることを斟酌しても、「大津市石山内畑町〇〇付近の府県境が宇治市と大津市で確認済みであることを認めた報告書」と	

いう請求内容から、問合せ記録が対象公文書であると判断することは困難であり、実施機関の判断を是認すべき具体的な事実は認められない。

このため、本件処分においては、求められた範囲を超えて対象公文書の特定がなされたものと考えられ、実施機関が、本件公開請求に係る対象公文書として問合せ記録を特定したことは、誤りであると判断せざるを得ない。

ところで、異議申立人は、本件公開請求において、あくまで府県境界確定協議書等の公開を求めているものと認められるところである。

しかしながら、実施機関によれば、保安林の指定および解除は地番単位で行われており、実施機関が行う指定および解除の対象は、滋賀県内に登記されている森林であることが前提となるため、手続上、府県境界の確認を行う必要はないとのことである。

当審査会が確認したところにおいても、保安林の指定等の申請にあたっては、森林の所在場所を地番で示すことが必要とされており、また、森林法の規定に基づく指定等の告示も、対象となる森林の地番を記載して行われているなど、保安林の指定等については、地番を単位とした制度運用が行われているものと認められたところである。

これらのことを踏まえれば、府県境界確定協議書等を保有していないとする実施機関の説明には、不自然、不合理な点は認められず、実施機関が府県境界確定協議書等を保有していると判断すべき事実も見当たらない。

## 2 情報提供制度

### (1) 情報提供の状況

情報提供の総合窓口である本庁の県民情報室と各合同庁舎の行政情報コーナーでは、刊行物、行政関係資料、統計資料等を開架し、閲覧、複写、貸出等を行うとともに、県民政策コメント制度（パブリックコメント）に係る資料などを公表しています。警察本部でも警察県民センターを設け、警察関係の資料等を開架し、閲覧、複写等を行っています。

平成 25 年度における県民情報室および行政情報コーナー、警察県民センターの利用状況や情報提供の状況は、表 11 のとおりです。

また、県民情報室における平成 25 年度の資料の分類別閲覧状況は表 12 のとおりです。

表 11 平成 25 年度の情報提供の状況

窓 口		県民情報室	行政情報コーナー	警察県民センター	合 計
利用者数(人)		3,673	1,013	33	4,719
内 訳	来 室	3,618	1,012	22	4,652
	文 書	0	0	11	11
	電 話	55	1	0	56
情報提供件数(件)		3,673	510	33	4,216
内 訳	案内相談	761	18	0	779
	閲 覧	1,400	10	0	1,410
	資料提供	1,455	482	33	1,970
	貸 出	57	0	0	57
写しの交付(件)		248	373	33	654

表 12 平成 25 年度 県民情報室における閲覧状況 (上段：件数 下段：構成比)

分 類 別	閲 覧	主 な 資 料 名
行政一般	442 (31.6%)	県議会議案書、県議会会議録、予算に関する説明書、部局別予算の概要、滋賀県基本構想、パブリックコメント資料、附属機関等会議録、出資法人の情報公開の推進に関する閲覧資料、県公報、滋賀プラスワン、職員名簿、滋賀県統計書、統計だより、国勢調査報告書
生活・環境	98 (7.0%)	環境影響評価書、滋賀の環境（県環境白書）、滋賀県の廃棄物、碧い琵琶湖、琵琶湖と自然、琵琶湖ハンドブック、滋賀県の下水道事業、県民経済計算年報、家計調査年報、水質汚濁防止法等に基づく特定事業場一覧、下水道用設計積算基準書(案)
文化・レジャー	47 (3.4%)	滋賀県史、遺跡地図、文化財目録、埋蔵文化財活用ブックレット、観光マップ、観光入込客統計調査、旅券発行状況
福 祉	14 (1.0%)	レイカディア滋賀プラン、淡海ゴールドプラン 2000、福祉統計年報、障害者しがプラン
保健・医療	10 (0.7%)	地域保健医療計画、滋賀県保健医療計画
商業・工業	99 (7.1%)	大規模小売店舗立地法に基づく縦覧資料、滋賀県の商工業、工業統計調査、商業統計調査、中小企業実態基本調査報告書、滋賀県産業振興戦略プラン

分類別	閲覧	主な資料名
交通・運輸	2 (0.1%)	滋賀県交通安全計画
農林・水産	67 (4.8%)	滋賀の農林水産業、農業センサス、漁業センサス、滋賀の水産、わたしたちの琵琶湖と魚たち、森林・林業統計要覧、農業農村整備事業用設計積算単価表、滋賀の農業農村振興、森林整備保全事業（林道・治山）設計積算単価表、治山林業必携
土木	274 (19.6%)	実施積算単価表、土木工事標準積算基準書、積算資料、設計業務等標準積算基準書、建設工事発注見通し、管内図、建設工事等入札参加資格者名簿、都市計画法に基づく開発許可制度の取扱基準、都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準、滋賀のみち
住宅・建築	11 (0.8%)	住宅行政の概要、住宅統計調査結果、建築統計年報、地価マップ、土地の利用の現状と対策
防災・防犯	36 (2.6%)	滋賀県地域防災計画、地先の安全度マップ、滋賀県災害誌、滋賀県水防計画、滋賀の犯罪
教育	255 (18.2%)	滋賀県教育振興基本計画、教育行政重点施策、学校便覧、学校要覧、滋賀県の教育統計、学校基本調査、教育しが、教員採用試験問題、びわこ国体資料、学校便覧
その他	35 (2.5%)	各市町統計書、各市町広報、各府県統計書、国際統計
合計	1,400 (100.0%)	

## (2) 県刊行物の有償頒布制度

本県では、県の保有する情報を広く県民等の皆さんに利用していただくために、平成12年度から「県刊行物の有償頒布制度」を実施しています。

平成25年度は、20種類の刊行物等を新たに有償刊行物に指定し、合計507部を頒布しました（平成25年度以前指定分も含む）。頒布実績額は208,370円となっています。

表13 平成25年度の有償刊行物頒布状況

(単位：円)

刊行物名	作成課	価格	頒布部数	頒布金額
滋賀県の廃棄物 平成24年度	循環社会推進課	250	174	43,500
滋賀のみち	道路課	220	54	11,880
滋賀県教育振興基本計画（冊子）	教育総務課	100	44	4,400
平成25年度 学校便覧	教育総務課	100	18	1,800
滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」	企画調整課	170	16	2,720
大津土木事務所管内図（多色刷り）（1/50000）	大津土木事務所	1,280	14	17,920
南部土木事務所管内図 道路編（1/25000）	南部土木事務所	890	13	11,570
高島土木事務所管内図（カラー図）（1/50000）	高島土木事務所	300	11	3,300
滋賀の都市計画2012	都市計画課	930	10	9,300
滋賀県都市計画総括図（10万分の1）	都市計画課	980	10	9,800
平成25年度 教育行政重点施策	教育総務課	240	10	2,400
滋賀県内管内図 河川編（10万分の1）	河港課	1,300	9	11,700

刊 行 物 名	作 成 課	価 格	頒布部数	頒布金額
平成 24 年度 学校便覧	教育総務課	100	9	900
平成 24 年版 滋賀県の商工業	商工政策課	1,310	9	11,790
滋賀県教育振興基本計画（リーフレット）	教育総務課	10	8	80
東近江土木事務所管内図（道路編）（1/50000）	東近江土木事務所	860	8	6,880
滋賀県基本構想（概要版）	企画調整課	90	7	630
その他	—	—	83	57,800
合 計	—	—	507	208,370

表 14 有償刊行物頒布実績 (単位：円)

年 度	頒布部数	頒布金額
平成 12 年度	1,490	2,272,450
平成 13 年度	1,399	997,910
平成 14 年度	1,059	821,390
平成 15 年度	897	707,040
平成 16 年度	908	603,170
平成 17 年度	1,551	1,181,370
平成 18 年度	1,109	830,120
平成 19 年度	902	599,940
平成 20 年度	945	478,520
平成 21 年度	765	301,420
平成 22 年度	997	351,800
平成 23 年度	663	259,600
平成 24 年度	449	187,380
平成 25 年度	507	208,370
累計	13,641	9,800,480

※有償刊行物の購入等に関する案内は、滋賀県ホームページ内の「県刊行物の有償頒布」(<http://www.pref.shiga.lg.jp/b/kemmin-j/010322c/kankou.html>) に掲載していますのでご覧ください。

### 3 出資法人の情報公開

#### (1) 出資法人の情報公開制度の対象となる出資法人の範囲

本県の出資法人の情報公開制度は、情報公開条例第34条の規定に基づいて、平成13年10月からスタートし、それぞれ対象となる出資法人において、経営状況等に関する資料の公表（以下「経営状況資料の公表」という。）および出資法人がその保有する文書について県の条例に準じた公開制度（以下「文書公開制度」という。）の実施がなされています。

対象となる出資法人の範囲は、表15のとおりです。経営状況資料の公表および文書公開制度の実施の対象となる法人が19法人（15-1参照）、経営状況資料の公表の実施の対象となる法人が6法人（15-2参照）あり、全体で25の出資法人が対象となっています（平成25年4月1日現在）。

表15 出資法人の情報公開制度の対象法人（平成25年4月1日現在）

15-1 「経営状況資料の公表」および「文書公開制度の実施」の対象となる法人[19法人]

出資法人の名称	所管課
滋賀県土地開発公社	企画調整課
(公財)淡海文化振興財団	県民活動生活課
(公財)滋賀県文化振興事業団	文化振興課
(公財)びわ湖ホール	文化振興課
(公財)滋賀県環境事業公社	循環社会推進課
(一社)滋賀県造林公社	森林政策課
(公財)滋賀県緑化推進会	森林政策課
(一財)滋賀県動物保護管理協会	生活衛生課
(公財)滋賀県産業支援プラザ	商工政策課
(公財)滋賀県陶芸の森	モノづくり振興課
(公社)びわこビジターズビューロー	観光交流局
(公財)滋賀県国際協会	観光交流局
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	農政課
(公財)滋賀食肉公社	畜産課
(公財)滋賀県水産振興協会	水産課
(公財)滋賀県建設技術センター	監理課
滋賀県道路公社	道路課
(公財)滋賀県体育協会	(教育委員会事務局)スポーツ健康課
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	(警察本部)組織犯罪対策課



## 15-2 「経営状況資料の公表」の対象となる法人[6法人]

出資法人の名称	所管課
(公財)国際湖沼環境委員会	環境政策課
(公財)糸賀一雄記念財団	障害福祉課
滋賀県信用保証協会	中小企業支援課
(株)滋賀食肉市場	畜産課
滋賀県漁業信用基金協会	水産課
(公財)滋賀県文化財保護協会	文化財保護課

## (2) 出資法人の情報公開制度の実施状況

出資法人のうち、規程等を定めて文書公開制度を実施している出資法人は21法人あり、これらの法人の平成25年度における文書公開制度の実施状況は表16のとおりです。

表16 平成25年度出資法人情報公開実施状況

(単位：件)

出資法人の名称	情報公開規定制定	実施状況							異議申出
		公開申出	申出に対する処理状況					合計	
			公開	一部公開	非公開	不存在	取下げ		
滋賀県土地開発公社	H13.10.1	20	1	8	9	2		20	0
(公財)淡海文化振興財団	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県文化振興事業団	H13.10.1	0							
(公財)びわ湖ホール	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県環境事業公社	H13.10.1	0							
(一社)滋賀県造林公社	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県緑化推進会	H13.10.1	0							
(一財)滋賀県動物保護管理協会	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県産業支援プラザ	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県陶芸の森	H13.10.1	0							
(公社)びわこビジターズビューロー	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県国際協会	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	H13.11.29	0							
(公財)滋賀食肉公社	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県水産振興協会	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県建設技術センター	H13.10.1	0							
滋賀県道路公社	H13.10.1	5	2	3				5	0
(公財)滋賀県体育協会	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県暴力団追放推進センター	H14.4.1	0							
(公財)国際湖沼環境委員会	H13.10.1	0							
(公財)滋賀県文化財保護協会	H13.10.1	0							
合 計		25	3	11	9	2	0	25	0

## (3) 出資法人に対する異議の申出の処理状況

平成25年度における出資法人の決定に対する異議の申出はありませんでした。